

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

あま市教育委員会

ご入学、おめでとうございます。

あま市では、あま市立の小中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと、災害共済給付の契約を結んでいます。

この制度は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合に、その治療費等の給付を行うもので、加入の際に児童生徒の名簿を提出しなければなりません。この制度への加入に同意くださる方は、別紙の同意書にご記入のうえ、学校に提出してください。

なお、この制度の内容は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法等に定められており、平成30年4月1日現在の概要は下記のとおりです。

記

1 給付種類

学校の管理下での負傷・給食による中毒・その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症等）の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残った場合の**障害見舞金**、及びこれらの負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**があります。

なお、この制度における学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- (1) 授業中（特別活動中を含む。）
- (2) 学校の教育計画に基づく課外指導中
- (3) 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- (4) 通常の経路及び方法による通学中（登下校中）

2 給付金額

(1) 医療費

実際に医療機関の窓口で支払った額＋医療費の総額の1/10

（そのうち1/10の分は療養に伴って要する費用として加算されるもの）

(2) 障害見舞金

第1級3,770万円から第14級82万円（通学中の場合は1,885万円から41万円）

(3) 死亡見舞金

2,800万円

（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は1,400万円）

3 給付基準

- (1) 1つの負傷又は疾病に対する医療費の総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合が、給付の対象となります。
- (2) 医療費の給付は、初診から最長10年間行われます。
- (3) 給付を受ける権利の時効は、その事由が発生した日から2年間です。
- (4) 損害賠償や他の法令（障害者自立支援法の自立支援医療、子ども医療給付金等）による給付を受けたときは、その受けた価額の限度において給付は行いません（あま市へ返還）。
- (5) 生活保護法による保護を受けているときは、医療費の給付は行いません。

4 共済掛金（年額） 945 円 （あま市にて**全額負担**）

同意書

あま市教育委員会 殿

あま市立 学校

児童生徒氏名

貴教育委員会が、独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記の児童生徒が加入することに同意します。

平成 年 月 日

保護者氏名

印